

総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 8 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 8 号

総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する規則

総社市職員コンプライアンス条例施行規則（平成 2 6 年総社市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 4 号（第 8 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 4 号（第 8 条関係）</u> 略

附 則
この規則は，公布の日から施行する。

要 望 等 記 録 兼 報 告 書

所 属		受付日時	年 月 日 時 分
対応した職員の職名 及び氏名			
受 付 形 態	☐ 窓口 ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ）		
要望者の住所、氏名等 （団体にあつては、団 体名、代表者の職及び 氏名）			
要 望 等 の 内 容	☐ 要望 ☐ 提言 ☐ 相談 ☐ 苦情 ☐ その他 ※記入できない場合は別紙に記入し添付		
対 応 方 針			
対 応 結 果			